

禁煙はいつ始めても遅くありません！

「やめたいとは思っているが、なかなかできない…」といった禁煙に不安や心配がある方！
禁煙外来を利用した禁煙に取り組んでみませんか？

健康保険を利用して禁煙治療を受けられる対象

以下の要件をすべて満たし、医師がニコチン依存症の管理が必要であると認めた方

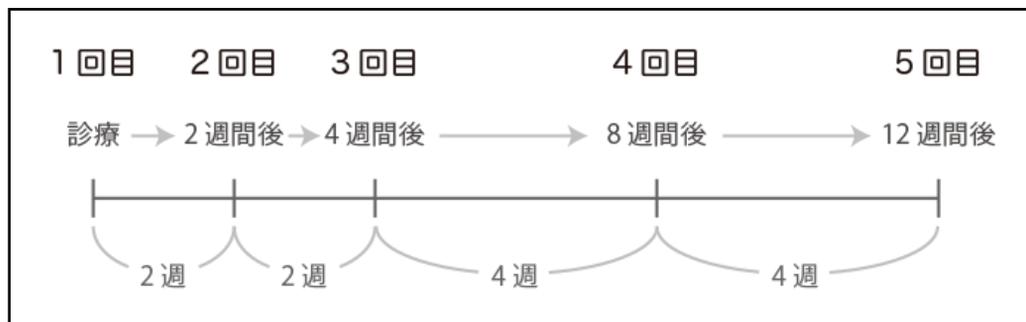
1. 「禁煙治療のための標準手順書」に記載されているニコチン依存症に係るスクリーニングテスト（TDS）で、ニコチン依存症と診断された方
2. 35歳以上の場合、ブリンクマン指数（＝1日の喫煙本数×喫煙年数）が200以上の方
3. 直ちに禁煙することを希望されている方
4. 「禁煙治療のために標準手順書」に則った禁煙治療について説明を受け、当該治療を受けることを文書により同意された方

※過去1年以内に保険を適用して禁煙治療している方は除きます

※35歳未満の方は、喫煙本数や喫煙年数にかかわらず治療を受けることができます

治療の流れ

健康保険を使った禁煙外来は、12週間に5回のプログラムです。



治療内容

1. 問診（ニコチン依存度の判定）
2. 呼気一酸化炭素濃度測定
3. ニコチン依存度に合わせた薬の処方
4. 禁煙実行・継続に向けてのアドバイス

〈禁煙効果〉

- ・たばこのにおいがなくなった。
- ・せきや痰がなくなった。
- ・顔色や胃の調子が良くなった。
- ・目覚めがさわやかになった。

治療費

治療内容によりですが、
12週間で**13,000～20,000円程度**です。

1日分のたばこ代と比較して、どちらがお財布にやさしいか比べてみましょう。

（1日のたばこ代）×（84日） ※7日×12週間＝84日

県内の禁煙外来医療機関については
こちらの二次元コードからチェック！
（読み込むと、県HPへ移動します）

